

一般質問通告書

【第67回定例会】

④

多可町議会議長 河崎 一 様
 多可町議会議員 橋尾哲夫



| | |
|------------|--------------|
| 平成27年12月2日 | |
| 受 | 午前 2時 11分 |
| 領 | 午後 |

| 質問の項目及び要旨 | 答弁を求める者 |
|--|---------|
| 1. 廃校後の校舎等の活用策について | 町長 |
| <p>八千代西小学校、八千代北小学校の跡地活用策については、両小学校の跡地はすべてが町所有であるかどうか。個人所有が一部であれば民間への賃貸使用は不可能であります。跡地利用は検討中ではありますが、町等公共施設として活用するのであれば一部民有地があっても活用はできます。平成28年4月から八千代西小学校は実質廃校です。八千代北小学校は町の仮庁舎として3年間使用されるので時間的余裕はあります。八千代西小学校は時間が限られています。現在跡地民有地の買上（収用）は行われていますか。</p> | |
| 2. 地方創生（播州織の使用要請）について | 町長 |
| <p>5年後の2020年東京オリンピック・パラリンピック大会が日本で開催されます。日本選手や団員等に播州織の制服ユニホーム等の使用を、西脇市と共同で県・国及び日本オリンピック委員会に要請してはどうか。町は商工会等業界団体との連携を図るとともに、平成28年度予算でオリンピックでのユニホーム使用要請の活動費を計上すること。また、地元の住民に播州織でのカッターシャツ等を積極的にオーダー注文してもらうなど、町あげて取り組むことで、播州織、多可町・西脇市のネームバリュー向上につながります。また、地方創生の絶好の機会でもあります。</p> | |
| 3. 不服申立機関（第三者機関）及び審理員の設置について | 町長 |
| <p>平成26年6月13日に、行政審査法関連法が公布されました。地方公共団体に対して、審理員の指名及び不服申立第三者機関の設置義務が課されました。第三者機関委員と審理員を選任する際には、専門家である税理士を登用すること。平成28年度予算に設置費用を計上し、早期に新組織を作ること。</p> | |

☆ 一般質問の通告期限は12月7日（月）午後0時00分までです。

質問要旨はできるだけ詳細にお願いいたします。

質 問 の 内 容

1 八千代西・八千代北小学校の廃校後の跡地利用はすでに公共施設検討委員会で検討され具体的な活用策も出ているのではないかと思います。各自治体の廃校後の跡地利用を民間に使用貸借された場合では、大半が数年後に廃業等になっています。その地元は大変疲弊し寂れてしまっている現場をこの目で見てきました。八千代の小学校両校とも一部借地もあり民間の使用要請は難しい。視察に行った自治体担当者から個人との契約等の事務の煩雑さから敬遠されるケースが多いと聞いています。

巷では神戸大学のキャンパスや福祉施設等の話をもれ聞きます。地主との買い上げ交渉はされているのか。一部の地主からはそんな交渉はないと聞いています。検討中の使用貸借は町等公共機関の使用を中心に考えているのか、そのように理解してもいいのですね。早く地元が安心できる結果を出すことです。

2 東京オリンピック・パラリンピック大会は2020年7月24日（金）～8月9日（日）、パラリンピックは8月25日（火）～9月6日（日）の期間での開催です。

オリンピックショップライセンス申し込み開始は2015年7月27日からです。

播州織グッズ販売ショップをしてはどうか。

3 不服申し立て期間（第三者機関）及び審理員への登用は税の専門家である税理士を。

平成26年6月13日に行政不服審査法関連法が公布されました。地方公共団体に対して審理員の指名及び不服申し立ての諮問機関として第三者機関の設置を義務付けております。この第三者機関が関与する案件のうち約4割が地方税法関係であり、第三者機関の委員には税の専門家を委員に選任することが十分に想定される旨の答弁が国会審議においてされており、衆参両院の付帯決議が付いています。平成26年7月10日現在、国の国税不服審判所の民間専門家から登用した国税審判官50人のうち税理士が15人を占めています。地方公共団体の第三者機関委員及び審理員においても、地域の税理士が有識者として、適正な審理に貢献できるものと考えています。